



「有機農業の取組について」

農林水産省では、持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、その実現に向けて環境負荷低減に取り組んでいるところです。

「みどりの食料システム戦略」の中で2050年までに目指す姿として、耕地面積に占める有機農業（国際的に行われている取組水準）の取組面積の割合を25%（100万ha）に拡大することを目指しており、中間目標として、KPI2030年目標を6万3,000haとしています。

青森県の有機JAS認証の推移

1 有機認証事業者数

青森県における生産行程管理者のうち有機農産物の有機認証事業者数は、平成26年から多少の増減はあるものの、令和5年は15事業者となっています（図1）。

2 有機JAS認証ほ場

青森県における有機JAS認証ほ場面積は、おおむね300ha台で推移し、令和5年には416.04haとなりました。

田畑別の割合は、田が約2～4割、畑が約6～8割で推移していますが、平成29年以降、有機JAS認証ほ場の田の割合は増加しています。

また、令和5年の耕地面積に占める有機JAS認証ほ場面積割合は、0.28%となっており、令和3年以降、増加傾向で推移しています（表1、図2）。

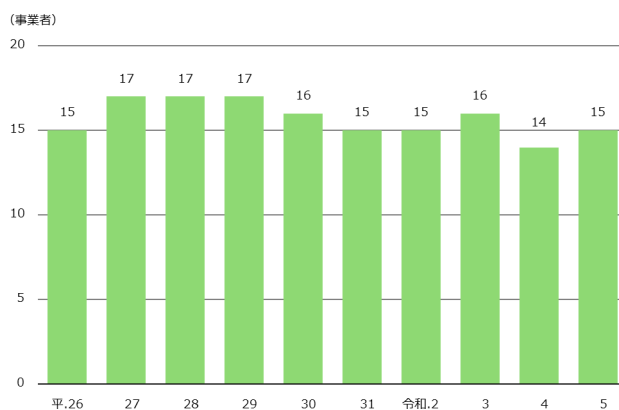
注：有機JAS認証ほ場面積割合は有機JAS認証ほ場面積を統計部公表の耕地面積で除して算出したものである。

表1 耕地面積、有機JAS認証ほ場面積、割合JAS認証ほ場面積割合（青森県）

	耕地面積 (田畑計) ①	有機JAS認証 ほ場面積 (合計) ②	有機JAS認証 ほ場面積割合 ②÷①×100
	ha	ha	%
平. 26	154,800	336.93	0.22
27	153,300	349.76	0.23
28	152,300	304.70	0.20
29	151,500	332.64	0.22
30	151,000	301.28	0.20
31	150,500	369.63	0.25
令. 2	149,800	362.12	0.24
3	149,600	377.60	0.25
4	149,300	407.62	0.27
5	148,400	416.04	0.28

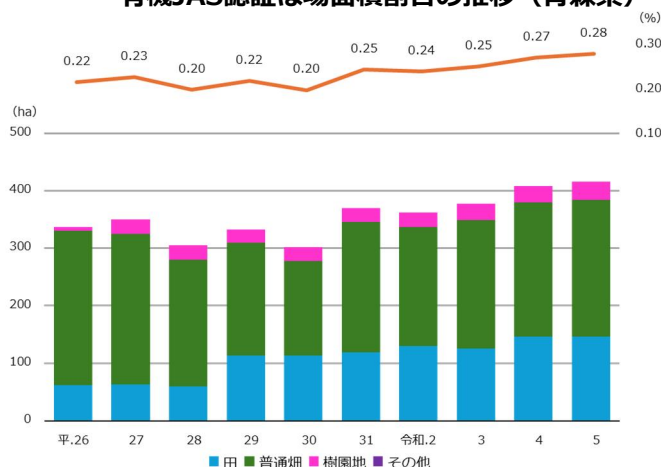
出典：農林水産省大臣官房「県別有機JASほ場の面積」、農林水産省統計部「耕地面積調査」をもとに東北農政局青森県拠点が作成。

図1 有機認証事業者数（有機農産物）の推移（青森県）



出典：農林水産省大臣官房「県別有機認証事業者数」をもとに東北農政局青森県拠点が作成。

図2 有機JAS認証ほ場面積、有機JAS認証ほ場面積割合の推移（青森県）



出典：農林水産省大臣官房「県別有機JASほ場の面積」、農林水産省統計部「耕地面積調査」をもとに東北農政局青森県拠点が作成。

「有機食品の認定事業者、格付実績、ほ場面積」（大臣官房 新事業・食品産業部）はこちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki_old_jigyosya_jisseki_hojyo.html





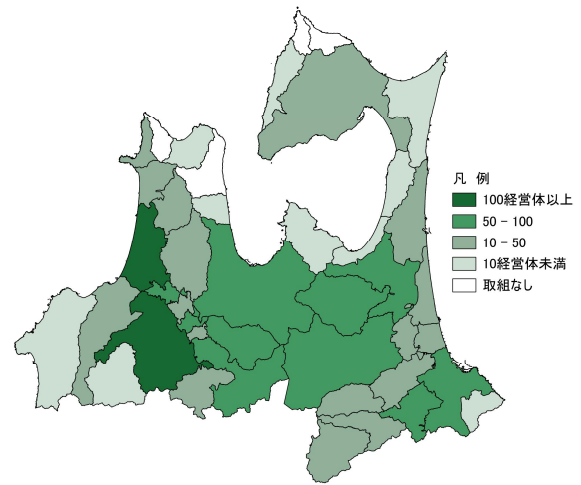
2020年農林業センサスからみた青森県の有機農業の取組状況

青森県における有機農業に取り組んだ農業経営体数を市町村別にみると、弘前市が308経営体と一番多く、次いでつがる市が118経営体となっており、この2市が100経営体を上回っています（図3）。

また、有機農業に取り組んだ作付（栽培）面積の上位10市町村の作目をみると、4市町において水稻が一番多い作目となっていますが、1位の弘前市では果樹が、2位のつがる市では大豆が一番多い作目となっています（図4）。

なお、経営耕地面積に対する有機農業に取り組んだ作付（栽培）面積の割合をみると、深浦町（15.8%）、佐井村（8.3%）、新郷村（7.2%）、黒石市（6.9%）、階上町（6.8%）、弘前市（6.3%）が6%以上となっています（図5）。

図3 有機農業に取り組んだ経営体数（青森県）



出典：農林水産省「2020年農林業センサス」を東北農政局青森県拠点において加工（以下、図5まで同じ）。

図4 有機農業に取り組んだ作付（栽培）面積（上位10市町村）

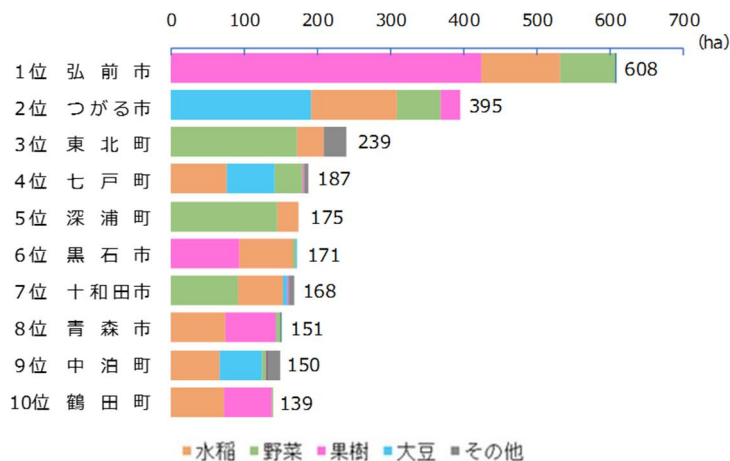
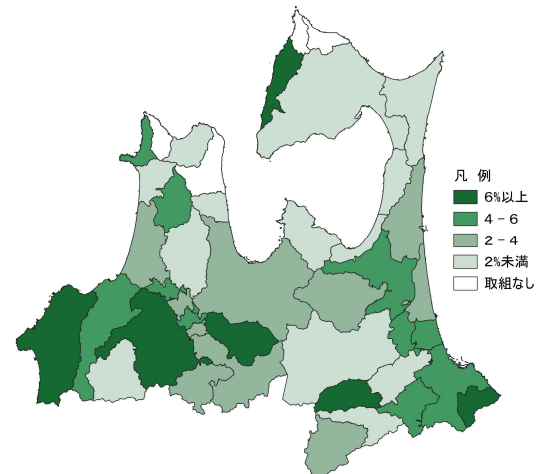


図5 経営耕地面積に対する有機農業に取り組んだ作付（栽培）面積の割合（青森県）



留意事項

農林業センサス調査結果は、同調査に回答した農業経営体の所在地（県、市町村、農業集落等）ごとに集計した属人調査結果となっています。

また、調査対象となった農業経営体自身が回答した自計申告の調査結果であり、現地確認したものではありません。

農林業センサスにおける「有機農業」とは、『化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しない農業のことで、減化学肥料・減農薬栽培は含めない。なお、自然農法に取り組んでいる場合や有機JASの認証を受けていない者でも、化学肥料及び農薬を使用せず、遺伝子組換え技術も利用しないで農業に取り組んでいる場合、有機農業に該当する。なお、販売を目的とせず自給用のみに作付けた（栽培した）場合は、含めない。』と定義されています。

ただし、農林業センサス調査において有機農業に取り組んだ農業経営体を対象に実施した「令和3年度有機農業等の取組に関する意識・意向調査」において、有機農業の取組が一番大きい作目で使用している全ての資材を聞いたところ、化学肥料、化学合成農薬、生物農薬等の資材を使用したとの回答が相当数あったことから、実際には減化学肥料、減農薬栽培に取り組んでいる農業経営体が、農林業センサス調査において有機農業に取り組んでいると回答した可能性があるものを含んだ数値であることに留意する必要があります。

問い合わせ先：東北農政局青森県拠点 分析担当

住所：青森市長島一丁目3-25（青森法務総合庁舎4F） 電話：017-775-2151

